

令和5年3月28日

吸収分割に係る事前開示事項（変更）

（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面）

相模原市中央区横山一丁目一番一号

株式会社ノジマ

代表執行役 野島 廣司

当社は、アイ・ティー・エックス株式会社との間で令和5年2月21日に吸収分割契約を締結し、当社を吸収分割会社、アイ・ティー・エックス株式会社を吸収分割承継株式会社とする会社分割により、当社のドコモショップ運営事業に関する権利義務の一部をアイ・ティー・エックス株式会社に継承させることといたしました（以下、「本分割」といいます。）。

本分割に関し、当社は、令和5年2月28日に「吸収分割に係る事前開示事項」を備置しておりますが、令和5年3月28日付けで、アイ・ティー・エックス株式会社との間で、承継対象資産を変更する旨の吸収分割契約書に係る覚書（以下、「本覚書」といいます。）を締結いたしましたので、当該覚書の内容を別紙のとおり追加いたします。

また、本覚書の締結により、当社がアイ・ティー・エックス株式会社に対して承継させる資産が、1,241百万円から1,082百万円（令和4年12月31日現在）に変更となりますが、これによって、本分割後の当社の債務の履行の見込み及びアイ・ティー・エックス株式会社の債務の履行の見込みについて、影響はないものと判断しています。

以上

吸収分割契約書に係る覚書

株式会社ノジマ（以下「甲」という。）とアイ・ティー・エックス株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した2023年2月21日付吸収分割契約書（以下「原契約」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約書に係る覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。原契約において定義された用語は、本覚書で別段の定めがない限り、本覚書において同じ意義を有する。

第1条（承継対象資産の変更）

甲及び乙は、原契約別紙「承継権利義務明細表」に規定する、本効力発生日において乙が甲から承継する資産を、次の通り変更する（下線は変更箇所）。

（変更前）

1. 承継する資産

本件事業のみに属する資産のうち、甲の貸借対照表上の以下の勘定項目に表される分類に属する資産。

- (1)現金及び預金
- (2)売掛金
- (3)商品
- (4)敷金
- (5)建物
- (6)建物付属設備
- (7)その他

（変更前）

1. 承継する資産

本件事業のみに属する資産のうち、甲の貸借対照表上の以下の勘定項目に表される分類に属する資産。

- (1)現金及び預金
- (2)売掛金
- (3)商品
- (4)敷金
- (5)建物付属設備
- (6)その他

第2条（その他の条項）

本覚書に定める事項を除き、原契約の規定及び条件は一切変更されず、本覚書に定めのない事項に関しては、原契約による。

第3条（協議事項）

本覚書に定める条項の解釈に疑義が生じた場合は、本覚書の趣旨に従って、甲乙協議の上定める。

本覚書締結の証として、本書1通を作成し、甲がこれを所持する。

2023年3月28日

甲： 相模原市中央区横山一丁目1番1号
株式会社ノジマ
代表執行役社長 野島 廣司

乙： 横浜市西区南幸一丁目1番1号
アイ・ティー・エックス株式会社
代表取締役社長 野尻 幸宏